

子育て世帯応援商品券 商品券取扱店舗募集要領

子育て世帯応援商品券の発行に当たり、商品券を取り扱っていただける取扱店舗を募集しています。以下の事業概要、募集内容をご確認の上、参加についてご検討くださいますようお願いいたします。
令和2年7月 玉野市子育て世帯応援商品券実行委員会

1 事業概要

<子育て世帯応援商品券発行事業>

- 通用期間 令和2年9月1日（火）～令和2年12月31日（木）
- 発行総額 73,000千円
- 発行額面 5,000円×2枚 / 18歳以下の子ども1人あたり
- 販売価格 【商品券①】 全加盟店で利用可能
5,000円（500円×商品券10枚綴り）
【商品券②】 加盟店のうち、飲食店でのみ利用可能
5,000円（500円×商品券10枚綴り）
※商品券②（飲食店のみ）の対象条件は別記参照
- その他 本商品券は対象世帯への配布のみで、販売はいたしません。

商品券の利用対象とならないもの

- (1) 出資、債務、振込手数料の支払い
- (2) 国・地方公共団体等への支払い（税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金、公営ギャンブル等）
- (3) 有価証券、金券、宝くじ、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、その他事業者が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等換金性の高いもの
- (4) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (5) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の支払い
- (6) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い
- (9) 特定の宗教政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品の交換又は売買

※その他、定めのないものについては実行委員会事務局に確認し、指示に従うこと

2 募 集 内 容

- 参加資格 玉野市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、玉野市内の店舗等に限り商品券を利用することができるもの。
ただし、次の事業者は除く。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を行っているもの
 - (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
 - (3) **商品券の利用対象にならないもの**に記載の取引、商品のみを取り扱うもの
 - (4) 玉野市暴力団排除条例(平成 24 年玉野市条例第 3 号) 第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員等
 - (5) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員等に該当するものがあるもの
- 参加登録料 なし
- 募集期間 令和 2 年 7 月 20 日(月)～7 月 31 日(金)
- 受付時間 午前 9 時～午後 5 時(水曜日・祝日を除く)
- 申込方法 **玉野市子育て世帯応援商品券取扱店舗申込書**をご記入の上、玉野市観光協会(玉野市築港 1-1-3 TEL 0863-21-3486)にお申込みください。
※中・大規模店及び商店会に加盟していない地区の店舗及び医療・介護等事業者も、玉野市観光協会に直接お申し込みください。
- 換金方法 別紙『換金方法マニュアル』のとおり
- 換金手数料 なし
- 店舗の責務等 次に掲げる事項を遵守してください。
- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう事務局が配布する掲示ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
 - (2) 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認すること。
明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに玉野市観光協会へ報告すること。
 - (3) 各取扱店舗において、本商品券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、利用者が認識できるように明示すること。
- 留意事項
- ◇取扱店舗の申込は、お電話では受付できません。
 - ◇申込後、途中解除はできません。
 - ◇本商品券は、釣り銭は支払われません。
(商品券面額以下の利用であってもおつりは渡さないでください。)
 - ◇不足分は現金等で受け取って下さい。
 - ◇盗難・紛失・滅失に対して、玉野市、玉野市子育て世帯応援商品券実行委員会及び玉野市観光協会は責を負いません。

■その他

◇募集期間内に受付をした取扱店舗は、商品券購入者向けのチラシに必要情報を掲載します。

◇申込書は、玉野商工会議所、玉野市観光協会及び玉野市ホームページからダウンロードできます。

■申込・問合せ

◇玉野市観光協会

住所：玉野市築港 1-1-3（産業振興ビル 1F）

TEL：0863-21-3486 FAX：0863-32-3331

※水曜日・祝日は定休日

<別記>

○飲食店の対象条件

(1) 飲食業 ※ただし、バー・キャバレー・ナイトクラブを除く

(2) その他・小売業（菓子・パン・料理品を取り扱う店舗のうち、日用品を取り扱っていない店舗）

(3) 持ち帰り・配達サービス業